(一)　第637号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和35年(1960)8月28日（日）

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 7140番
編集兼発行人 北岡 隆

闘いの中から 勝利の展望を！

不当斡旋案 を拒否して前進を

九月十八日からひらかれた炭労第二十七回臨時大会は二十四日から休会とし、九月二・三日の続開大会をめざして、炭労全体の闘いを前向きの方向に組織するための下部の討議を行なうことになつた。われわれは炭労な仲間たちが、首切りを強制するような不当あつせん案をはねかえして、強力な闘いに立上ることを期待し、いま総力をあげてわれわれの闘う態勢の点検と仲間に対する奮起を誓つている。

白熱の論議かわす

屈辱的な中労委あつせん案諾否を決定する炭労第二十七回臨時大会は、日本の全労働者が注視するなかで八月十八日からひらかれた。大会は執行部の「ロコツな反労働者的性格をもつあつせん案は、われわれ炭労の行動方針と、企反闘争の指標から到底承認できるものではないが、彼我の態勢を総合的に検討した結果、現時点において事態収拾を行なわざるを得ない」とあつせん案を涙をのんで受諾せざるを得ないという提案に対して冒頭から激しい論議をくりひろげた。

大会は頭初十八、十九両日を予定していたが容易に結論が出ずさらに延期にもちこんで論議をつづけあつせん案諾否をめぐり、白熱の討議がつづけられたことは、既に前号にお報したが、このため大会第四日目の二十一日は本会議を休み、午前十時から代表者会議をひらいて内部態勢についてのつつこんだ討議を行なうことにした。

大会での発言はほとんどあつせん案拒否を求める代議員でしめられあつせん案受諾の発言としては「執行部案に賛成する」旨のみで、特に理由は述べられていなかつたあつせん案拒否の発言はつぎの諸点があげられていた。

あつせん拒否こそ 11万人首切に対決

問　中労委のあつせん申入れを受諾したことに問題がある。

答　あの情勢において流血の惨事を避けることは正しかつたし、またあつせん申入れの文章は日本人であればどんなことが書いてあるかはハツキリわかると思う。藤林あつせん案以下のものが出るとはどうしても考えられなかつた。

また、それに加えて労働基本権を守れという前提をもつて受けた。白紙委任の問題があるがこれは何ら拘束されるものではなく、必ず出された案は受けなければならぬとは考えていなかつた。

問　執行部の指導方針についてだが、執行部自体もあんなあつせん案はみとめんといつている。それなら事態収拾の提案をするのはおかしい。なぜ炭労全体を前向きの姿勢にするための提案をしなかつたのか。

答　何とかして闘うべきだと討論したが、闘う態勢、見通しがどうしても立たなかつた。

問　敵の分析は強い面だけされているが余りに一方的だ。会社にしても相当追いつめられていると思う。

答　もちろん弱い面もあつたろうが、あまり敵の力を過小評価すると危険だ。

問　内部態勢の把握だが、どこからその情報は集めてきたか。

答　地本、企業連から集めたが、闘うところばかりではない、もしそういう態勢があるならばここで出していただきたい。

問　三池を守る会も全国的に大きな力に発展している。

答　諸大評価されているが、あくまでも闘う主体は炭労の統一闘争であり、それをつつむ総評のゼネスト体制だ。

問　三池をこれで収拾するならどうして十一万人首切りと対決できるか。この際あつせん案を蹴とばすことこそ、十一万人首切りと対決になるのだ。

答　もちろんそれもわかるが、要はこの時点での問題だ。

問　あつせん案を蹴めればこんど職場闘争もできなくなり、行動方針の変更ではないか。

答　現時点に立つて方針を出して大会できめたい。

問　三鉱連をどう指導したのかカンパもストもしていない。

答　相当努力した。みなさんたちは直接隣りにおり、その実態を執行部よりよく知つていると思う。

問　政府・中労委・会社に要求をあげているが、あつせん案を呑んで果して闘えるのか。

答　持てる力で闘いたい。

問　安保闘争はあんなに盛り上つた。安保と三池の関連で盛り上げるべきだ。池田内閣打倒・選挙闘争とくるませよう。

答　何といつても炭労の産業別が闘う態勢でなければならない。

問　闘いをやめるならカンパの長期納入は困難だ。

総評が炭労に先がけいち早く態度決定したのはおかしい。われわれに水を浴びせるようなものだ。

答　総評は機関を持つているのだから、その立場で決定するのは当り前だ。しかも炭労以上に闘つたんだから発言も強い。四月大会の時は今回と逆であのときも総評は態度決定していた。

代表者会議にもち込む

代表者会議では、(1)戦術 (2)闘争資金 (3)闘いの展望 (4)組織点検と強化 (5)運動の発展、の各項目について討議を深めたが、重点討論にならなかつたため、諮事運営委員会を構成（九・北代表各二、常幹代表一、議長、中央本部二、各地方本部代表一）二十二日午前十一時半開催の結果、議事進行つぎの諸点を決定した。

(1)代表者会議の使命はいかにして闘いを前向きの方向に組織できるかにある。

(2)闘いを組織するに当つて戦略的展望を明らかにするとともに、各支部の体制を具体的に把握する必要がある。

(3)以上の討論の中から進行状態を判断して小委員会（九・北各十本部三役、地方本部書記各名、他に代表者会議議長団、三池労組代表）を設置して、さらに討論を深めて行く。

(4)代表者会議は二十二、三の両日で結論を出し、大会を二十四日に開催する。

この結果を午後二時からの代表者会議に提案、確認を求めた結果、直ちに小委員会による討論を行うことを決定し午後三時から小委員会をひらいた。

まず闘いを組織することだ

小委員会では闘いを組織するためどのような条件があるか、どのようにすべきかなどの点で論議を集中することとし、闘いを組織し得る条件として、(1)全体ストライキ (2)三池現地 (3)炭労 (4)総評にしぼつて討論したがまだ結論に至らず午後十一時一たん休憩、集約すべき時期に既にきているのでさらに問題の焦点をしぼることを決定し、それにもとづいて検討を行なつた。

二十三日午前二時再開討論の結果三池代表より「山元の上京者（各支部長）による戦術委員会を開きたいので若干の休憩を求めたい」旨の発言を諒承、休憩に入つた。こうして午前四時再開した結果、三池代表から「戦術委員会の結論として大会を休会して前向きの体制確立のため、速かに山元討議を行なうこと。その結果を続開された大会に集約する。その結果には従う」旨の発言が行なわれた。

中闘提案を下部討議へ

この提案について小委員会、諮事運営委員会を交互に開いた結果、午前六時三十分小委員会はつぎの方針を原則的に確認、その内容を代表者会議に報告することにした

一、第二十七回大会を休会し、中央闘争委員会提案を下部で討議して結論を出す。

二、理由として拒否、あるいは条件闘争いずれの場合でも統一闘争が必要でありこれが確認を求めるため下部で討議し集約する

三、続開大会は九月二、三の両日東京でひらく。

これに対して三鉱連が問題があるとの意思表示をする一幕があつたが、結局代表者会議は確認、大会は二十四日から九日間休会して九月二、三日に大会で炭労の最終態度と意思が集約されることとなつた。

闘いを切開け

この日の発言から少数ひろつてみると、

「全国の仲間民主団体の支援を得て闘うなら必ず勝利する。このことがわれわれの任務だ。そのため一つの問題を提起する。われわれはカンパやストの援助がなくとも果敢に闘つていかねばならぬ、それでこそ闘いが全国的なものに発展するであろう」

「あつせん申入れを受諾するとき労働基本権を守れと要請した。これは、ふみにじられたときは闘うことだろうと思う。炭労の提案はどうしても納得ゆかぬ。さいごまで闘う態勢をつくるよう努力してほしい」

「各要求があげられ解決するまで闘うとあるが、あつせん案をのんで果して闘かえるのか。理解に苦しむ」

「条件で闘うよりも基本的な問題で闘つてほしい。三月十五日の分裂中央委で彼らのいつたような形で終止符をうつのには、燃えあがるようなニクしみを感ずる」

「まず闘かえる組合だけでも闘いをつづけるなら、終局的には全体が続いてくるではないか」

「四月大会よりもこんどの大会の背景はよくなつている。そうすれば闘かえないというのはおかしいではないか」

「十一万人首切り対決で三池が闘かわれてきた。ここで闘いをやめるなら対決の体制は崩れるではないか」

「情勢は困難だから闘いはやめるということでなく、勝利はわれわれが切開いていくという四月大会の決定を確認してもらいたい」

など、まだまだ多くの質問、意見が続出した。

三池の態度はすでに前回の委員会で不動のものとなつており、この決意と態勢はいささかも変動する必要はなく、炭労大会の期間、全組合員・主婦が全力をあげて闘いの態勢づくりに前進することを誓つて報告を満場一致諒解終了した。

意をあらわして憚しまなかつた。あつせん案を断固拒否して闘うんだという決意は、発言者のすべてに一致しており、発言のたびごとに会場は拍手につつまれた。

組合長の大会報告を一言も聞きもらすまいと注視する各委員たち（市民会館で）

決意と態勢は不動

団結を確認し中央委終る

炭労臨時大会は九月二・三日の続会大会をめざして、炭労全体の前向きの体勢をつくるため中闘提案の下部討議を行うこととなり、二十四日から休会になつたが、三池では上京中の出席代議員が急拠帰山し、二十四日執行委員会、二十五日午後一時から市民会館で中央委員会をひらいた。

われわれのハラがまえは前回の中央委員会ですでに徹底だもせぬほどに固められており、炭労全体があつせん案を糊とぼして闘うことを確信して活動をつづけているが中央委員会では、組合長から大会の報告をうけた。

池田内閣の陰謀を追及

共産党大淵県委員長から「全国の労働者を九月大会までに闘いに組織しよう」と激励をうけ、激電披露ののち組合長の報告に入つた。大会報告に先だち、組合長は「あつせん案は実際には中労委でなく政府の考え方がおしつけられている。これは池田内閣の職場闘争をおさえ、もし職場闘争をやるなら業務阻害であるということで解雇させる。さらに今回の争議を通じて、労働組合の側に若干でも勝利を与えることはまかりならん、一人でも職場に帰すことはできないという基本的な労働政策があきらかに示されている。中労委の性格は資本主義を守る一代弁機関にすぎない」とはげしい怒りこめて、あつせん案にかくされた池田内閣のいんぼうと、中労委の態度について追及をおこなつた。

このあと、本会議で中闘提案に対する質疑の大要、小委員会にたるいきさつと、代表者会議における討議内容など詳細な説明があり論議が伯仲してなかなか結論をみるにいたらず、熱い採決に傾きそうな代表者会議のなかで、何とか全員が拒否して闘う態勢に進むように努力した苦労が述べられ、結論がなかなかつかず、最終的には三池の戦術委員会が出した結論を小委員会が原則的に確認「中闘提案を下部討議し、諾否いずれの場合でも統一闘争が必要だからこの確認を求めるため下部で討議集約する。続開大会を九月二・三日とする」結論の報告が、約一時間半にわたつて述べられた。

三池の決意を反映させよう

そして「情勢がよりよく前進するためには逆オルグを出して一人でも多くの仲間に理解を深めてもらい、また各組合員も手紙、電報などあらゆる戦術で最大限の努力を行い、三池の確固たる気持ちを大会に反映させるようにしなければならない」とむすんだ。

このあと質疑に入つた。

発言は、困難な情勢の中でよく頑張つた大会出席代議員に感謝と敬